

1 合理化事業の見直しと実施

【見直しの理由】

- 平成13年度から実施している合理化事業について、下水道整備方針の見直しに伴い、下水道整備によってし尿等収集業者が受ける影響予測を再確認する。
- 業者の受ける影響予測を的確に捉え、し尿等収集業務の適正・安定化を図るための仕組みを検討するとともに、仕組みの透明化を図る。

【見直し後の合理化事業の実施】

実施の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道整備によって著しい経営への影響があり、収集業務の安定化への措置が必要であること。 ○ 一般廃棄物処理業の経営の近代化や規模の適正化を図る措置が必要であること。
実施の方法	5年ごとに合理化事業計画を策定し、代替業務の提供や転廃交付金の交付などを実施する。
実施の時期	令和2年度から

【審議事項】

- ア 見直し理由と、見直し後の合理化事業の考え方の可否

2 くみ取り業務の見通しと適正化

【くみ取り業務の見通し】

- 令和元年度登録の1,220基のうち、下水道整備区域内のくみ取りは590基、浄化槽区域内は630基で、段階的に下水道や浄化槽へ転換される。
- 過去5年間のくみ取り実績は毎年度減少し、平均の減少率は△5.8%/年となっている。

【くみ取り業務の適正化】

- 令和元年度は3社に計4台の車両（稼働車）で委託し、令和2年度には市全体で収集に必要な車両数は2台となることが見込まれている。
- 業務の適正化を図るため、現に必要な車両数へ見直す必要がある。
- 委託業務体制の安定化・効率化や更なる適正化を研究する。

	処理件数	必要車両数	委託車両数
平成30年度	865件/月	2.02台（3台）	4台
令和2年度	850件/月	1.98台（2台）	****

【審議事項】

- ア 業務の見通しと適正化への考え方の可否

3 浄化槽汚泥（許可業務）の見通しと適正化

【許可業務の見通し】

- 令和元年度の浄化槽台帳11,003基のうち、下水道整備区域内の5,986基は段階的に下水道へ接続していく。
- 3業者の収集エリア内の下水道整備済状況と今後の整備予定は異なり、下水道整備が与える影響も一様ではなく、将来の収集体制の確立が困難となることが見込まれる。

	令和元年度の基数	令和26年度までの下水道接続基数
A社	8,429基	3,230基
B社	375基	323基
C社	2,199基	1,577基
合計	11,003基	5,130基

【許可業務の適正化】

- 現在の収集区域の範囲、今後の下水道整備の進展による影響を考慮し、収集体制の安定化を図るための措置について検討する必要がある。

【審議事項】

- ア 業務の見通しと適正化への考え方の可否

4 合理化事業等の算定

【算定方法】

① 影響の判定	委託分：バキューム車の減 許可分：下水道への転換数 ※ただし、予備車を除く
② 代替業務	合理化事業の総額（委託分＋許可分）÷利益率÷5年
ア 委託分	減車1台あたりの算定額 × 減車台数
イ 許可分	浄化槽1基あたりの算定額 × 転換予測件数
③ 転廃交付金	許可車両1台あたりの算定額 × 減車台数 ※ただし、転廃時の清掃件数で算定する台数。
備考	○ ②・③により算定した額の代替業務を提供、交付金を交付する。 ○ 大型人槽の浄化槽は清掃実績等を考慮し、件数に反映する。 ○ 算定額等の見直しは合理化事業計画策定ごとに行う。

【代替業務の算定額（概算）】

※単年度、3社合計額

平成30年	令和2年～	令和7年～	令和12年～	令和17年～	令和22年～
167,900千円	162,000千円	162,000千円	82,000千円	82,000千円	82,000千円

【審議事項】

ア 算定方法の考え方の可否

5 見直しに伴う課題や今後の調整事項への考え方

【見直しに伴う課題への考え方】

- ① 平成30年度の提供額と令和2年度からの算定額（概算）の差は、業者間によって差異があるものの、激変緩和措置は講じないものとする。
- ② これまでの代替業務の提供額が、業者の清掃手数料の減収推計額を超過する場合は精算を行わない。不足の場合は、経営状況等を確認し、業者と協議の上、対応の有無を決定する。

【今後の調整事項への考え方】

- ① 下水道整備に対する影響を一律の方法で算定するほか、収集体制の安定化を図るための取り組みを合理化事業の見直しとは別途検討する。
- ② 原則として算定額以内で代替業務を提供するものとし、算定額を超過、不足する場合であっても妥当な範囲内で運用する。
- ③ 令和7年度以降の合理化事業計画の策定に伴い、計画ごとの代替業務算定額の差に対する激変緩和措置は講じないものとする。（例：11年度と12年度の算定額の差）
- ④ 計画期間中に代替業務の縮小廃止等に伴い、代替業務算定額の提供が困難となる場合は、別途検討する。なお、その場合は事前に業者と協議の上、対応方法を決定する。

【審議事項】

- ア 見直しの課題と調整事項の考え方の可否